

# 金融制度スタディ・グループ 「当面の検討事項（案）」について

2018年10月25日



# 「リスク」をどう考えるか

---

- イノベーションを促進するため、事前規制は必要最小限度にすべき
- 小さいリスクは許容する、規制をしないという考え方も重要
- リスクベースアプローチ≠横断法制
- 同一の機能・リスクには同一のルール  
≠リスクの大小にかかわらず広く規制の網をかけ、自由領域を排除する
- 各現行法の規制内容についてリスクベースでの分析が必要  
→過剰規制があるのであれば、規制緩和を
- リスクとは具体的に何か、その大小はどのように判断されるのか、具体的なビジネスを例に出して、具体的に議論しない限り、実効性のある適切なリスクベースアプローチは検討できない

# 「横断法制」は本当に必要なのか

- 横断法制でなければ実現しないこと、横断法制でなくとも実現できることや実現すべきことは何か
- イノベーションに資するのか、事業者にとってメリットはあるのか、ビジネスを潰すものではなくビジネスを促進するものか、といった観点での議論も必要
- 以下のような事項は、横断法制でなくとも実現可能
  - ・ワンストップの行政手続など手続面・運用面の重複排除  
例：AとBの業態に共通する手続きは1回で済む
  - ・業態ごとに違う現行規制の内容の見直し  
例：同じリスクに対し一方のみに過剰規制→規制緩和
  - ・取引時確認の合理化  
例：AI等監視ツール活用による一定金額以下の取引時確認の省略、他の事業者の取引時確認依拠や委託方法の多様化・弾力化・共同利用等による本人確認ワンストップの実現、反社情報の共有活用・政府DB利用の仕組みの検討など
  - ・各業態における媒介業の考え方の明確化・整理

# 「プラットフォーム」とは誰か

---

- 議論や検討対象の「プラットフォーム」が何なのか、具体的かつ明確にすべき
- 情報プラットフォームビジネスを「金融制度」に取り込むことに違和感
- 国内外のイコールフットイングに着目し、国内のプラットフォームの競争力を失わせるような制度は避けるべき

# 今後の議論についての要望

---

- 横断法制ありきではなく、メリットデメリットを整理しながら適切な法制度を議論してほしい
- 議論の対象となる事業内容やビジネスモデルを具体的に明らかにし、既存ビジネスへの影響を慎重に確認しながら議論してほしい
- リスクの中身について客観的事実を踏まえて具体的に議論してほしい
- 事業者からの意見を聴取する機会を十分確保し、関係する事業者を交えて議論してほしい
- どのような順番で、どのような関係者を交えて、どのように議論していくのか、予め示してほしい

# 参考：具体的な規制改革項目例

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
① B 2 B取引等での多様な決済手段の提供	資金決済法 (上限額の撤廃又は引き上げ)	○取扱い金額が100万円以下に制限され、B 2 B等では利用できず、toCも海外送金等のニーズを満たせない
②クラウドソーシングデータ等を活用した新たな与信	貸金業法、割賦販売法 (年収による総量規制の見直し等)	○クラウドソーシング事業者が保有する業務遂行履歴等を活用すれば、新たな個人の与信データとなる ○非正規雇用、個人事業主、フリーランス、主婦、パートアルバイトなどマーケットの拡大と現状では与信を得られていないし樹夫の取り込みが可能
③スモールビジネス向け融資の創設・拡充	利息制限法、出資法、貸金業法等 (上限金利規制・総量規制の緩和、金利設定期間の見直し等)	○15-20%の上限金利以上での貸出しが不可能なため、スモールビジネスにおける運転資金のファイナンスの市場(短期融資、月次で2-4%等の金利)に答えられない ○手数料型トランザクションレンディングにおける貸金業法の登録を不要化することで新たなフィンテック事業者の参入が期待される
④確定拠出年金制度の利用拡大	確定拠出年金法 (引き出し要件の緩和、一任運用サービスの解禁)	○米国におけるHardship withdrawalと平仄を合わせ、医療費、住居購入・修復、失業等の家賃支払い、教育費、葬儀等に対して引き出し可能にする
⑤少額貯蓄・少額投資プラットフォームの構築	資金決済法、金融商品取引法、出資法、銀行法 (銀行代理業、金融商品仲介業の規制の不適用/緩和、少額投資資産買い付けの許認可見直し)	○出資法の関係で金銭の預託のみ可能でプラットフォームの構築不可。 ○金融機関と連携して行うには銀行代理業又は金融商品仲介業が必要となることや既存金融機関のシステムの不便さなど、ハードルが高い。 ○おつり貯金、500円貯金といったリアル貯金を電子化することでキャッシュレス社会を促進し、消費喚起可能

# 参考：具体的な規制改革項目例

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
⑥資金移動口座への給与振り込み	労働基準法 (賃金の支払い方法)	○キャッシュレス促進のため、資金移動口座への給与の振り込みも可能にする
⑦電子マネーを用いた寄付や納税等	資金決済法 (前払式支払手段に関する「対価の弁済」の解釈)	○キャッシュレス化推進のため、電子マネーで支払える範囲を拡大する
⑧合理的かつ効率的なマネロン監視	犯罪収益移転防止法	○AI等監視ツール活用によるリスク大の取引検知、一定金額以下等リスク小の取引時確認の省略 ○他の事業者の取引時確認依拠や委託方法の多様化・弾力化・共同利用等による取引時確認ワンストップの実現 ○反社情報の共有活用・政府DB利用による共通の情報に基づいたマネロン監視

**Hello, Future!**

